

議 事 日 程 (第1号)

平成21年5月29日(金曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第3号 専決処分報告について
専第9号 平成21年度東白川村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第37号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第5 議案第38号 東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第39号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第7 議案第40号 東白川村常勤の特別職職員の平成21年度における期末手当の割合の特例に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第41号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第9 議案第42号 東白川村教育長の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例
の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第43号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第44号 平成21年度東白川村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第45号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第46号 平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第47号 平成21年度東白川村下水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第48号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第2号)

出席議員(7名)

1番	安江利英	2番	服田順次
3番	今井保都	4番	安倍徹
5番	安江浩	6番	安江祐策
7番	熊澤光介		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 安江真一 教 育 長 安江雅信

会計管理者 安江清高

村民課長 安江弘企

教育課長 安江宏

総務課長 楯光一

産業建設課長 松岡安幸

診療所
事務局長 安江裕尚

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 河田孝

開会及び開議の宣告

議長（安江 浩君）

ただいまから平成21年第 2 回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（安江 浩君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1 番 安江利英君、2 番 服田順次君を指名します。

会期の決定について

議長（安江 浩君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

報第 3 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第 3、報第 3 号 専決処分報告について、専第 9 号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本件について提案の理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（楯 光一君）

報第 3 号 専決処分報告について。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第 3 項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成21年 5 月 29 日提出、東白川村長。

記 1 . 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）。別紙でございます。

専第 9 号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）。平成21年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,030万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成21年4月30日、東白川村長。

2ページの第1表と、それから4ページの事項別明細書の1の総括の朗読を省略させていただきまして、5ページをお願いします。

2.歳入、18款1項1目繰越金、補正額が117万6,000円でございます。前年度繰越金です。

3.歳出、6款1項3目農業振興費、補正額117万6,000円。説明欄にありますように、4月28日の倒災害によりますお茶の樹勢回復肥料の硫安を購入するというもので、10アールあたりに2袋の配付ということで1,200袋分の予算化でございます。以上です。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから報第3号 専決処分報告について、専第9号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第9号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり承認されました。

議案第37号から議案第48号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第4、議案第37号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第48号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの12件は関連がありますので、一括して議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第37号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年5月29日提出、東白川村長。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。

4 平成21年6月の支給する期末手当に関する、第5条第2項の規定の適用については「100分の152.5」とあるのは「100分の142.5」とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

6月期の1.525ヵ月分を0.1ヵ月減らせていただくという、人事院勧告に基づく今後の適用ということでございます。なお、議員の皆様につきましては、もともとの年間の月数がほかの一般職とか特別職に比べまして少ないということで0.1ヵ月に調整をさせていただきました。

続きまして、議案第38号 東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年5月29日提出、東白川村長。

東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例。東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を次のように改正する。本則中「100分の152.5」を「100分の142.5」に「100分の137.25」を「100分の128.25」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

これは特例条例ですので、本則の部分から10%カットさせていただくものですが、もともとの12.5から142.5に引き上げた分のさらに10%ですので、月数にしますと0.09ヵ月分を減額させていただくものがございます。

次に、議案第39号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年5月29日提出、東白川村長。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「212.5」を「215」に、「232.5」を「235」に改める。

附則、（施行期日等）1 この条例は公布の日から施行する。2 改正後の期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、平成21年6月の支給に限り、第5条第2項中「215」とあるのは「195」とする。

6月と12月の、これは村長の方でございますが、期末手当の料率につきましては、一般職につきましては平成19年度の人事院勧告に基づいて0.25ずつ6月と12月に増額になっておりましたが、勤勉手当として引き上げになっておった関係で、特別職、後ほど説明します教育長についてもその部分だけ改正されていなかったということで、今回あわせて100分の1ヵ月分を本則で引き上げさせて

いただくというものでございます。さらに、勧告により期末手当の0.2ヵ月分を減らすということで、6月については100分の215を100分の195に減らすというものでございます。

次に、議案第40号 東白川村常勤の特別職職員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年5月29日提出、東白川村長。

東白川村常勤の特別職職員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例。東白川村常勤の特別職職員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「100分の212.5」を「100分の215」に「100分の191.25」を「100分の175.5」に「100分の232.5」を「100分の235」に「100分の209.25」を「100分の211.5」に改める。

附則、（施行期日）この条例は、公布の日から施行する。

先ほど説明したものとほとんど内容は一緒でございますが、本則のところ、6月と12月の0.25月分をそれぞれふやささせていただいて、そこから10%を6月についてはカットさせていただくという10%カット、それから12月にも10%カットするというものでございます。

議案第41号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年5月29日提出、東白川村長。

東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「212.5」を「215」に「232.5」を「235」に改める。

附則、（施行期日等）1 この条例は、公布の日から施行する。2 改正後の期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、平成21年6月の支給に限り、第5条第2項中「215」とあるのは「195」とする。この内容につきましても、先ほど村長のところで説明した内容でございます。

議案第42号 東白川村教育長の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村教育長の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年5月29日提出、東白川村長。

東白川村教育長の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例。東白川村教育長の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を次のように改正する。本則中「100分の212.5」を「100分の215」に「100分の191.25」を「100分の175.5」に「100分の232.5」を「100分の235」に「100分の209.25」を「100分の211.5」に改める。

附則、（施行期日）この条例は、公布の日から施行する。これも、村長のところで説明したものと同様でございます。

議案第43号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年5月29日提出、東白川村長。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。ここには数字がずうっと並んでいますが、ややこしいですので、かいつまんで簡単に御説明してあります。

まず第23条の4のところでは、「特定幹部職員」を「特定管理職員」に名称の変更でございますし、「あつては、」とありますのを「あつて」に改める分が一つでございます。

それから第25条の7第2項中、ここでも「特定幹部職員」を「特定管理職員」に改めるものでございます。

それから附則第19項の次に次の1項を加えるということで、20として、ちょうど真ん中のところにありますが、第23条の4が期末手当でございます。

それから、後ろから附則の前の3行目真ん中ほどにあります23条の7、これが勤勉手当でございます。

一般職の給与に関する条例につきましては、今言いました期末手当のところ、6月と12月でございます。今回、期末手当の6月分と、勤勉手当、23条の7の6月分のところをそれぞれ減らすという勧告になっておりまして、職員につきましては、一般職員、特定管理職員、それから再任用職員と、この三つの区分がございます。一般職員というのは課長補佐級以下を指しておりますし、特定管理職員といえますのは課長級以上ということになっております。それから再任用職員につきましても、一般の職員と課長級以上で再任用された場合というふうには実はなっておりますが、一般職員につきましては6月の期末手当で0.15ヵ月、勤勉手当で0.05ヵ月、合わせて0.2ヵ月ということです。特定管理職員、課長級以上につきましては、期末手当・勤勉手当それぞれ0.1ヵ月、合わせて0.2ヵ月という減額をするものでございます。再任用のところにつきましては、対象者が今本庁にはございませんが、0.05ヵ月と0.05ヵ月を、それぞれ二つの区分の職員ともに減額させていただくものでございます。

改正条例に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

議案第44号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。平成21年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,981万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年5月29日提出、東白川村長。

2ページの第1表と5ページの事項別明細書の1の総括の朗読は省略をさせていただきます。

7ページの歳入からお願いします。

2.歳入、15款2項3目動産売払収入、補正額45万1,000円。説明欄にありますように、庁用車の売払収入ということで、「わかあゆ」のリフト付きの1号車の販売収入でございます。

18款 1項 1目繰越金、補正額191万2,000円追加、前年度繰越金でございます。

19款 4項 4目雑入、補正額714万5,000円。説明欄にありますように、宝くじの助成で、外出支援車両であります「わかあゆ」の1号と2号、これにつきましては平成14年に整備をされておりまして、総合計画の中では平成22年と23年に予定をしておりましたが、今回宝くじの助成のめどがついたということで、1号のリフト車、2号の9人乗りワゴン、それぞれ更新するというものでございます。

3の歳出でございます。

1款 1項 1目議会費、補正額は14万2,000円の減額でございます。説明欄の議会運営費につきましては、議員の皆様の手当の0.1ヵ月分の減額でございます。議会事務局費につきましては、職員・議会書記の手当・勤勉手当と、それから共済費の料率の増加によるもの、差し引きでゼロでございますが、そういったものでございます。

2款 1項 1目一般管理費、補正額104万3,000円の減額でございます。ここでは、総務一般管理費のところでは給料が入っておりますが、人事異動が4月に行われまして、1人が入りまして2人が減ったということで、差し引きで減額になっております。それから手当につきましては、その人事異動に絡むものと人事院勧告、それから共済費で9ページのところまでの内容でございます。

2款 2項 1目税務総務費、補正額 8万9,000円の追加。これは、人事院勧告と共済費、それから住居手当につきましては転居による増額でございます。

10ページの方に入りまして、2款 3項 1目戸籍住民基本台帳費、補正額199万円の減額でございます。これは人事異動による職員の交代によるものと、それから人事院勧告、共済費でございます。

3款 1項 1目住民福祉費、補正額 7万9,000円の増額、追加でございます。人事院勧告と共済費でございます。

3目保健福祉費、補正額はございませんが、ここも人事院勧告と共済費の追加でございます。

4目の老人福祉費、871万6,000円の追加。ここでは、歳入の方で説明しました外出支援車両の整備に係る経費等でございます。

3款 2項 1目児童福祉費、補正額2,000円の追加。ここは人事院勧告と共済費でございます。

12ページの3款 2項 2目認可保育所費、補正額1,000円の減額。これも人事院勧告と共済費の関係でございます。

4款 1項 1目保健衛生総務費、補正額385万7,000円の追加。ここでは、職員が2名ふえまして2名が減ったという人事異動と、退職等の絡みがございまして、その関係と共済費と人事院勧告で増額補正となっております。

3目母子健康センター費、ここは補正額は4,000円の追加。人事院勧告と共済費でございます。

13ページの5目環境対策費、補正額413万9,000円の追加。環境総務費のところでは、職員1名の増員によるものと、人事院勧告と共済費でございます。

6款 1項 1目農業委員会費、補正額147万4,000円の減額。ここも人事異動による1名の交代と、人事院勧告と共済費でございます。

14ページ、6款1項2目農業総務費、補正額は3,000円の追加でございます。これも共済費と人事院勧告でございます。

7目農地費、補正額3,000円の減額、これも農業総務費と同様でございます。

6款2項1目林業総務費、補正額13万2,000円減額。ここでは人事異動による職員の交代と、人事院勧告と共済費でございます。

15ページの3目林道総務費、補正額4,000円の追加。これも同様の内容でございます。

7款1項1目商工振興費、補正額36万5,000円の減額。ここでは同様の内容と、あとは扶養手当の減額でございます。

16ページの8款1項1目土木総務費、補正額84万6,000円の減額。ここも人事異動によるものと、人事院勧告と共済費でございます。

10款1項2目教育委員会事務局費、補正額139万円の減額。人事異動によります職員1名と人事院勧告と共済費であります。以上です。

議長（安江 浩君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第45号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,815万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年5月29日提出、東白川村長。

次のページの第1表、それから4ページの事項別の最初の総括を省略させていただきまして、5ページから朗読をさせていただきます。

2.歳入、10款1項1目繰越金、補正額95万5,000円の減額でございます。前年度繰越金でございます。

3.歳出、1款1項1目一般管理費、補正額95万5,000円の減額でございます。説明欄のところを見ていただきまして、これにつきまして、職員の異動によるものと人事院勧告、それから共済費の率の上がったものによるものでございます。

次のページですけれども、議案第46号 平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,059万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年5月29日提出、東白川村長。

次の2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきます。

して、5ページの2の歳入から朗読させていただきます。

3款1項1目繰越金、補正額129万5,000円の増額。前年度の繰越金の額でございます。

3.歳出、1款1項1目一般管理費、補正額129万5,000円の増額でございます。これにつきましては、職員の異動によるものと人事院勧告によるもの、それから共済費の率の上がったものでございます。

議案第47号 平成21年度東白川村下水道特別会計補正予算(第1号)。平成21年度東白川村下水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,123万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年5月29日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきます、5ページの2の歳入から朗読をさせていただきます。

3款1項1目繰越金、補正額3万2,000円、前年度繰越金でございます。

3.歳出、1款1項1目一般管理費、補正額3万2,000円です。説明欄のところ、人事院勧告による減額と共済費の率の増によるものでございます。

議長(安江 浩君)

診療所事務局長 安江裕尚君。

診療所事務局長(安江裕尚君)

議案第48号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第2号)。平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,845万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年5月29日提出、東白川村長。

2ページの第1表と4ページの事項別明細書、1.総括の朗読を省略させていただきます、5ページの歳入、6款1項1目繰越金、補正額77万2,000円の追加、前年度繰越金でございます。

次に6ページですが、歳出、1款1項1目一般管理費、補正額4万5,000円の追加、それにつきましては人事院の勧告と共済の率の変更の必要分でございます。

2款1項1目医業費、補正額72万7,000円につきましても、職員の人事院の勧告の手当と共済費の率の増額で、72万7,000円の増額ということでございます。以上です。

議長(安江 浩君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 安江利英君。

1番(安江利英君)

今説明をいただきましたけれども、これは全体に平等かどうかということだけお聞きするわけですけれども、村長と教育長の場合は、ちょっと上がった部分があって10%引き下げるという説明であったと思いますし、職員に関しては下がりっ放しというようなことになっているわけですけれども、一部ちょっと高くなるんですけど、これでつり合いはいいか悪いか、それだけお聞きしたいですが、よろしくをお願いします。

議長(安江 浩君)

総務課長 楯光一君。

総務課長(楯 光一君)

特別職、教育長につきましては、もともとは19年度の改正のときに一緒に合わせないけなかったものが上げてなかったということで、事務的なミスもございまして申しわけなかったんですけども、管内各町村に聞いてみますと、一般職と特別職の年間の4.45ヵ月というのは全部統一されておりましたので、これで水準に戻ったというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長(安江 浩君)

1番 安江利英君。

1番(安江利英君)

それで、今まで変わるとか、白川町あたりが可決されている、それと同じようになったという考え方でいいわけですか。職員たちもそれでいいし、特別職もそれでいいという考え方でよろしいですか。

議長(安江 浩君)

総務課長 楯光一君。

総務課長(楯 光一君)

管内と一緒にさせていただいたということです。なお、10%カットの分だけは、うちが独特のやり方をしているということでございます。

議長(安江 浩君)

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 今井保都君。

3番(今井保都君)

今回は人事院の勧告ということで、上からのそういう通達があるわけですけれども、村長に一つお聞きしますけれども、東白川の場合はこういう職員の給与もほかの町村に比べるとレベルが低いような状態で、職員の方々は本当に頑張ってみえるわけですけれども、本来ですと給与というのは村自体の給与も自主性があっていいのではないかと思うわけですけれども、ないと言われれば、そ

れに従わなきゃならないという世の中のそういうシステムは十分理解できるわけですけども、村としてもある程度今の自主性というものがあってもいいのではないかと思います。村長のお考えをちょっとお聞きしておきます。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

上から来るというか、世の中一般にあわせるということで人事院の指導があったわけでございます。うちの職員はラスパイレス指数から申しますと、岐阜県では一番低い。安く働いていてくれるわけでございます。できればそれを引き上げたいとは思いますが、ただ1,000人当たりの職員の数ということになりますと、どうしても小さい村では、住民に対して役場の職員の数が多ということになりますので、それは少し、岐阜県の皆さんとは大きくうちは多いわけでございますので、その分大勢で分け合っ村民のために働いていただく、これで私はいいかなと思っております。職員にしてみれば、もう少し給料も上げてほしいとは思っているとは思いますが、今後職員の勤務評価においても、少しその辺のところを加味していかないかなあと思っております。

それから、特別職と教育長、そして議員さん、それから職員、大体これでそろえるということで計算をしてきました。私は、この辺の勘定はよくわからないわけですが、19年に特別職は引き下げていてそのまま来まして、職員の方は外してきたということで、今回かなり差がつくということでその辺を調整していただいたようでございますが、ボーナスの10%カットというのは町村によりますので別ですが、今度の人事院勧告の分については、これでよその町村とそろった率になったということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（安江 浩君）

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第48号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの12件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例についてから議案第48号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの12件については、原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（安江 浩君）

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。平成21年第2回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前10時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員